

大阪市営住宅指定管理者指定申請に関する質問事項及び回答(令和2年5月29日付訂正)

No.	該当箇所					質問事項	令和2年5月19日付ホームページに掲載した回答	回答(訂正後)
89	募集 要項	P22	12	⑥	キ	「賃貸住宅管理実績」において、公共住宅の指定管理・団地の場合、所在地および構造はどのように記載すればよろしいでしょうか。	公営住宅であれば、「公営住宅管理実績あり 管理住宅数〇〇〇団地、管理戸数〇〇〇〇戸」のように、住宅数や管理戸数の具体数字は記載し、自治体名の表示はご遠慮ください。その他の住宅であれば、所在の自治体名の表示は構いませんが、住宅名の表示はご遠慮ください。	公共住宅の場合、所在地は、例えば「〇〇市内」「〇〇市(〇〇地区、〇〇地区)」のように記載していただいて結構です(〇〇は具体的な名称)。構造は代表的な構造を記載していただき、例えば「RC造等」のように記載していただいて結構です。
129	様式 第7号					賃貸住宅管理実績ですが、名称等は代表的なもののみをピックアップし、その他として合計管理戸数を明示する形でよろしいでしょうか。	住宅数や管理戸数の具体数字は記載し、住宅名や自治体名など、申請団体名が推測できるような表示はご遠慮ください。	お見込みのとおりです。
249	(別 添)業 務仕 様書	P31	2	(12)		「旧府営住宅については、現在三菱電機ビルテクノサービス㈱と契約してシステム構築しているが、現状システムは大阪府所有となっているので使用せず、新規に構築すること」とありますが、大阪府と協議し所有者を承継することが最も費用が抑えられる手法であると考えられます。承継は不可能でしょうか。承継が不可能である場合は、現在構築しているシステム仕様・今後構築すべき仕様をご教示ください。	大阪府が現在使用しているシステムのため、承継することは不可能です。なお、システム概要図内のPHS回線を通じて火災信号を受信している機器については大阪府所有のため、新規に構築する必要があります。対象の住宅は別表のとおりです。 No.249のフォルダをご参照ください。別途、DVD-Rを配付しております。	旧府営住宅が現在使用しているシステムの内、PHS回線を使用したシステムは、大阪府所有のため承継することはできません。そのため、システム概要図内のPHS回線を通じて火災信号を受信している機器については、新規にシステム構築する必要があります。対象の住宅及び詳細については、別添、No.249のフォルダをご参照ください。別途、DVD-Rを配付しております。 なお、固定電話回線を使用したシステムについては、別途、三菱電機ビルテクノサービス㈱と協議してください。
250	(別 添)業 務仕 様書	P31	2	(12)		旧府営住宅で、新規に警報監視システムを導入すべき住宅についてご教示下さい。	今後移管される予定の府営瓜破西住宅です。	今後移管される予定の府営瓜破西住宅とNo.249の別添資料に記載の住宅です。